

# 資格取得講習会

支援対象者の方は、受講経費(交通費等を除く)を **全額助成** します。

## 車両系建設機械等運転技能講習等

### 技能講習

15コース

- 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)(38H・14H)
- フォークリフト(31H・11H)
- 小型移動式クレーン(20H・16H)
- 玉掛け(19H・15H)
- 高所作業車(14H・12H)
- 不整地運搬車
- 車両系(解体用)
- ショベルローダー等(31H・11H)
- ガス溶接

### 特別教育

13コース

- ローラー運転
- アーク溶接等
- 電気取扱(低圧)
- 研削といしの取替え等
- 酸素欠乏・硫化水素作業
- 粉じん作業
- 足場の組立て等
- フルハーネス型墜落制止用器具
- 伐木等の業務(チェーンソー)
- 伐木等の業務(則第36条第8号チェーンソー含む)修了者追加講習
- 伐木等の業務(則第36条第8号の2)修了者追加講習
- 電気自動車等整備
- テールゲートリフター操作

### 安全衛生教育

4コース

- 刈払機取扱作業者
- チェーンソー以外の振動工具取扱者
- 職長教育・安全衛生責任者教育
- 有機溶剤業務従事者(基発第377号)

日程 令和7年12月上旬～令和8年3月下旬 会場 コマツ教習所(株)北海道センタ(大曲工業団地1丁目6)

締切日 令和8年2月27日(金) ※予約状況により希望のコースを受講できない場合があります。

## ●支援対象者 北広島市に住民登録のある方でいずれかの要件にあてはまる方

協議会の支援を希望される方は下記の証明書をご持参ください。

### 雇用保険の「短期雇用特例被保険者」として雇用されている方

必要なもの ①雇用保険被保険者証

### 離職者で直前に「前・本年度の短期雇用特例被保険者」であった方

必要なもの イかウどちらか必要です  
①雇用保険特例受給資格者証 もしくは ②雇用保険被保険者離職票(1・2)

### 離職者で直前の雇用保険が一般被保険者等(高年齢被保険者を含む。以下同じ)で、その離職に係る雇用保険の受給資格がなく、前々職が「前・本年度の短期雇用特例被保険者」であった方

必要なもの イとウ両方必要です  
●前々職の離職に係る確認書類 ●直前の離職に係る確認書類  
①雇用保険特例受給資格者証 ②雇用保険被保険者離職票(1・2)

※上記ア～ウの書類をお持ちではない方は、協議会にお問い合わせください。

申込みに必要なもの:対象者であることがわかる上記のいずれかの証明書、本人確認書類(運転免許証等)、印鑑(シャチハタ以外)